

平成31年4月26日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

2019年10月1日消費税改正

— ④ 適格請求書等保存方式 —

(実施は2023年10月1日)

・・・免税事業者には不利な取扱い・・・

消費税申告額は、原則、売上に係る消費税から仕入（諸経費を含む、以下同じ）に係る消費税を差引いて（「仕入税額控除」といいます）計算されます。

◎ 2023年10月1日以後「仕入税額控除」を受けるためには

「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」を保存する必要があります。

① 「適格請求書発行事業者」とは

事業者の所轄税務署長に「適格請求書発行事業者」としての登録を申請し受理された事業者。
免税事業者は登録できず、「適格請求書」を交付できません。（つまり免税事業者の請求書を受取る相手事業者は原則（*1）「仕入税額控除」が受けられません。…これにより免税事業者は相手事業者から逆選別を受ける可能性は大きいです。）

（*1）免税事業者からの仕入についての「仕入税額控除」の経過措置

区分記載請求書（FAX 情報 No. 630 参照）と同様の事項が記載された請求書を保存し、帳簿にこの特例を受ける旨の記載があれば、2023年10月1日～2026年9月30日の期間は80%、2026年10月1日～2029年9月30日は50%の「仕入税額控除」が受けられます。

免税事業者が「適格請求書発行事業者」としての登録を受けるためには、免税措置を放棄し、あらかじめ所轄税務署長に「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります。

② 「適格請求書」とは

次の事項を記載した請求書。

- (イ) 請求書発行事業者の氏名・名称及び「適格請求書発行事業者」としての登録番号
- (ロ) 取引年月日
- (ハ) 取引内容（及び軽減税率の対象品目である旨）
- (ニ) 税率毎の対価の合計額（税抜、または税込）及び適用税率
- (ホ) 消費税額等（一請求書ごと、税率ごとに端数処理）
- (ヘ) 請求の相手先の事業者の氏名・名称（不特定多数の顧客に販売等を行う、小売業、飲食業、タクシー業等は記載不要）